主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人高垣憲臣の上告理由について。

訴訟上の和解には、当該訴訟の訴訟物たる権利関係以外の権利関係を包含させて も違法ではないと解するのが相当であつて、原判決に所論の違法は存しない。所論 は、違憲をいう点もあるが、その実質は独自の見解に基づき原判決を非難するに帰 するものであつて、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

_		健	野	奥	裁判長裁判官
介	之	浅	鹿	草	裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官